

[自宅療養証明書に関するよくある質問]

Q1. 発行手数料は必要ですか？

A1. 手数料は不要です。

Q2. 入院治療、または宿泊（ホテル）療養していた期間の証明書も発行できますか？

A2. 保健所で証明可能なのは、自宅療養した期間のみとなります。

施設（ホテル）療養中の証明書が必要な場合は東京都（TEL：03-5320-4478）へ、入院治療中の証明書が必要な場合は入院医療機関へ直接お問い合わせください。

Q3. 保険会社指定の様式で発行することは可能ですか？

A3. 可能です。

加入している保険会社に問い合わせ、必要書式を入手し、「自宅療養証明書発行申請書」とともに、当該書式を下記送付先へ郵送してください。

[送付先] 〒140-8715 品川区広町 2-1-36

品川区保健所保健予防課感染症対策係 療養証明書担当 宛

Q4. 家族で感染しました。それぞれ、証明書が必要ですが、別々の申請が必要ですか？

A4. 申請は、1人1回ずつ必要です。Webフォームで申請される場合は、それぞれ個別でご申請ください。（システム上同居家族の判定をしていないため）

発行申請書（紙）で申請される場合は同一封筒で構いませんが申請書は人数分作成してください。

証明書が送付されるタイミングは別の日（別封筒）となる可能性があります。

Q5. 複数枚の証明書が必要です。どのように申請すれば良いですか？

A5. Webフォームで申請される場合は数量を入力してください。

発行申請書での申請の場合は必要枚数欄に、必要数を記入し申請してください。

Q6. 濃厚接触者となり、自宅待機後、症状が出現して患者と診断されました。自宅待機を開始した日から証明出来ないのはなぜですか？

A6. 新型コロナウイルス感染症は感染症の患者と感染症の患者の医療に関する法律（以下、「感染症法」と略します）により、「新型インフルエンザ等感染症」と定められています。り患した方には、当該感染症まん延防止のため、保健所が入院、宿泊療養、自宅療養を指示しています。保健所がこれらの療養を指示出来るのは、診断日からとなります。

（家族等、濃厚接触者が発症し検査せずに疑似症患者と診断された場合も、同様です。）また、療養の終了日は、感染症法に基づき厚生労働省より発症から10日かつ症状消失後72時間（無症状患者の場合は、検査した日を0日として7日目）に終了可能と定められており、保健所は療養終了期間を一人一人確認しています。そのため、保健所が感染症法に基づき確認した期間（診断日から療養終了日）のみの証明となります。

Q7. 保健所指定様式の自宅療養証明書にはどのようなことが記載されますか？

A7. 保健所指定様式の自宅療養証明書にはである「新型コロナウイルス感染症(COVID-19)自宅療養証明書」には以下の項目が記載されます。

- ・フリガナ
- ・氏名
- ・住所
- ・生年月日
- ・陽性判明日
- ・療養期間